

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合財務会計規則

昭和 45 年 9 月 1 日
規 則 第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の財務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合の財務については、福井市財務会計規則（昭和 39 年福井市規則第 11 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。